

議安第百一三号

専決処分事項の報告について

緊急を要した義務教育施設救正備事業に対する起債  
借入については地方自治法第百七十九条第一項の規定により別紙  
専決処分書のとおり専決しなむが、同条第三項の規定により  
報告し議会の承認を求めらる。

昭和三十一年三月十日提出

三朝町長 坂出雅 乙

昭和三十一年三月十七日承認

三朝町議会議長 矢田秀雄



專決 処分書目

起債にツリて

左記のとおり起債するものとす

記

金八百参拾萬円也

一 起債金額

義務教育施設整備事業費に充當するため

二 起債目的

年一割以内

三 利率

大蔵省資金運用部

四 借入先

昭和三十六年度

借入期日は借入先と協定するものとす

戦政又は工事施行の都合で起債の全部又は一部を翌年度

六 償還方法

繰上償還をせし又は償還年限を

短縮し若しくは低利債に借換えることかできる

繰上償還をせし又は償還年限を

繰上償還をせし又は償還年限を

七 償還財源

昭和三十七年二月十四日專決

三朝町長 坂出 雅 乙